

京丹後市役所市内地図及び庁舎案内図表示板設置事業

公募型プロポーザル

実施要領

令和6年2月

京丹後市 総務部 総務課

1 業務概要

(1) 業務名 京丹後市役所市内地図及び庁舎案内図表示板設置事業

(2) 業務期間

表示板設置日から1年間とする。ただし、事業期間満了の1箇月前までに、市及び設置事業者双方から特段の意思表示がない場合、同一内容及び同一条件をもってさらに1年ごとに更新するものとし、当初表示板設置日から令和8年3月31日まで更新することができるものとする。

(3) 業務内容

「京丹後市役所市内地図及び庁舎案内図表示板設置事業仕様書」のとおり

(4) 費用負担

設置事業者は、民間企業等から広告主を募集し、表示板に広告を掲載することで得られる広告収入により、表示板の設置及び維持管理の経費を賄うものとし、設置する表示板等に関して、市は一切の費用を負担しない。また、行政財産使用料に加え、設置事業者の提案する広告料及び表示板の維持管理に係る電気料金を、市に納付するものとする。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

3 参加資格について

参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とする。参加申込をした後に当該要件を満たさなくなった場合は、直ちに市に申し出ること。

(1) 事業内容を十分理解し、事業遂行が可能と判断できる者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 京丹後市から指名保留または指名停止措置を受けていない者

(4) 京丹後市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(5) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でない者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、同条第6項に規定する暴力団員である役員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でない者

(7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触しない者

(8) 他の地方公共団体において、同種の表示板設置事業又はこれに類する事業の取扱実績が複数件ある者

4 審査委員会の設置

設置事業者を選定するため、市職員で構成する京丹後市役所市内地図及び庁舎案内図表示板設置事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

5 日程

募集開始・質疑受付開始	令和6年2月5日(月)
質疑受付締切	令和6年2月13日(火)午後5時厳守
質疑回答	令和6年2月20日(火)
企画提案書等の提出締切	令和6年2月27日(火)午後5時厳守
審査委員会及びプレゼンテーション	令和6年3月12日(火) の予定とし、提案者に別途通知する。
候補者特定通知～契約締結	令和6年3月中旬

※本プロポーザルに関する説明会はありません。

6 質疑・回答について

プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式第1号)を作成し、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年2月13日(火)午後5時厳守
- (2) 提出書類 質問書(様式第1号)
- (3) 提出先 京丹後市役所 総務部 総務課 行政係
Eメール somu@city.kyotango.lg.jp
- (4) 提出方法 上記提出先の電子メールアドレスに質問書を添付し、メール件名を「京丹後市役所市内地図及び庁舎案内図表示板設置事業公募型プロポーザルに関する質問」として送信すること。
提出後は、総務部総務課宛てに電話で受信の確認を行うこと。(確認については、平日午前8時30分から午後5時まで。)
- (5) 質問の回答 質問に対する回答は令和6年2月20日(火)までにホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

7 審査書類の提出について

- (1) 提出書類 ア 参加申込書(様式第2号)
イ 会社概要書(様式第3号)
ウ 業務実績書(様式第4号)
エ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書(写し可)
オ 京丹後市税及び国民健康保険税に係る納税証明書(写し可)
カ 誓約書(様式第5号)
キ 企画提案書(任意様式)
- (2) 書類内容 (別紙1)「京丹後市役所市内地図及び庁舎案内図表示板設置事業企画提案書等作成要領」のとおり
- (3) 提出部数 正本1部、副本7部
- (4) 提出期限 令和6年2月27日(火)午後5時必着
- (5) 提出先 〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市役所 総務部総務課行政係

電話：0772-69-0140

ファックス：0772-69-0901

- (6) 提出方法 上記提出先へ持参又は郵送（提出期限までに総務課必着とし、郵送については配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。
- (7) 留意事項
- ア 会社概要書の添付書類として商業登記簿謄本、会社パンフレット等を添付すること。
 - イ 業務実績書の添付書類として参加資格を満たすことが判断できるもの（契約書、仕様書等の写し等）を添付すること。
 - ウ 納税証明書については、以下のとおりとする。
（個人事業主の場合）「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明を提出すること。
（法人の場合）「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明を提出すること。
 - エ 「(1) オ 京丹後市税及び国民健康保険税に係る納税証明書」については、京丹後市内に本店又は営業所を置くもののみ提出すること。
 - オ (7) ウ、エは、提出日から3箇月以内に発行されたものであること。
 - カ 正本は社印の押印をしたものを、副本はそのコピーをしたものを提出すること。

8 審査について

(1) 書類審査

- ア 参加申込書（様式第2号）
- イ 会社概要書（様式第3号）
- ウ 業務実績書（様式第4号）
- エ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可）
- オ 京丹後市税及び国民健康保険税に係る納税証明書（写し可）
- カ 誓約書（様式第5号）
- キ 企画提案書

(2) プレゼンテーション審査

書類審査の結果、参加資格のある設置事業者には、京丹後市役所での提案の説明を必須とする。日程等の詳細は、別途通知する。時間配分は、提案20分、質疑10分とする。

《プレゼンテーションについて》

プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡をすること。

なお、パソコンは参加者が持参すること。

(3) 審査項目・配点

審査項目・配点は、以下のとおりとする。

	提案項目	内 容	配点
①	表示板の仕様	<ul style="list-style-type: none">・表示板の仕様、設置方法が要求を満たしている提案となっているか。・表示板の形状や転倒に対する防止策等の安全に配慮しているか。・行政情報の更新時に、職員の負担が少なく、容易に更新できる仕組みとなっているか。・市民サービスの向上が見込まれる機能や設備等に関する提案がされているか。	20点
②	事業実績	<ul style="list-style-type: none">・本事業を実施するにあたり、豊富な実績があり、蓄積されたノウハウを十分に有しているか。	10点
③	広告の運用方法	<ul style="list-style-type: none">・広告主の募集方法や表示板に掲載する広告内容の審査方法などが具体的に示されているか。・苦情その他のトラブルに対処できる体制が整えられているか。	20点
④	保守管理体制等	<ul style="list-style-type: none">・定期的な保守点検が適切かつ効果的に行える体制を備えているか。・表示板運用開始後のフォローや、問合せに対応できる体制が整えられているか。・緊急時の対処方法が定められており、適切な対応が見込めるか。	20点
⑤	広告料	<ul style="list-style-type: none">・最高提案額を20点とし、それ未満の提案額については、次の算定式により、小数点1位を四捨五入して採点する。 【$広告料 = 20 \text{点} \times \frac{\text{提案額}}{\text{最高提案額}}$】	20点
⑥	その他	<ul style="list-style-type: none">・仕様書外のサービスが付加されているか。	10点
合計			100点

(4) 候補者の決定

審査の結果、総合評価点が最も高い者を候補者とする。なお、参加者が1者の場合においても審査を実施するものとする。

(5) 結果の通知

審査結果については、参加申込のあった者に令和6年3月中旬に文書を発送する。なお、審査結果についての異議申立ては認めない。

(6) 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 企画提案書の内容が仕様書を満たしていない場合（※代替案がある場合を除く）

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

9 契約までの手続きについて

候補者特定通知を受けた者は、速やかに業務仕様について市総務部総務課とその内容を協議し、事業仕様書を作成するものとする。

協議の結果、本市が当該候補者を契約の相手方として適当と認めた場合、契約を締結する。ただし、委託候補者との協議が不調となった場合、審査における総合評価点が次点だった提案者と協議を行うものとする。

10 その他事項

(1) 提出された書類は、返却しない。

(2) 審査経過や審査結果に対するいかなる問合せにも対応しない。

(3) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。

(4) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ・実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
- ・企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
- ・誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- ・その他実施要領等において示した参加条件等に違反した応募

(6) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(7) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

11 問い合わせ先

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市役所 総務部総務課行政係 担当者名：牧野

電話：0772-69-0140

FAX：0772-69-0901

メール：somu@city.kyotango.lg.jp

(別紙1) 京丹後市役所市内地図及び庁舎案内図表示板設置事業企画提案書作成要領

審査書類（企画提案書等）の作成は、次のとおりとする。

ア 参加申込書（様式第2号）

記載の上、提出すること。

イ 会社概要書（様式第3号）

会社概要書の添付書類として商業登記簿謄本、会社パンフレット等を添付すること。

ウ 業務実績書（様式第4号）

記載の上、提出すること。

エ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可）

納税証明書については、未納税額のない証明を提出すること（書式その3、その3の2、または、書式3の3）。

オ 京丹後市税及び国民健康保険税に係る納税証明書（写し可）

滞納のないことの証明を提出すること。

京丹後市内に本店又は支店、支所、営業所を置くもののみ提出すること。

カ 誓約書（様式第5号）

記載の上、提出すること。

キ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容がある場合はその代替案を明記すること。

企画提案書の枚数に制限は設けない。

企画提案書のサイズは、日本産業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	事業に対する考え方及び実施体制・スケジュール	(1) 事業に対する基本的な考え方等を記述すること。 (2) 事業実施体制・スケジュール
2	表示板の仕様	(1) 本体の素材、サイズ、照明、消費電力に関すること。 (2) 表示内容、レイアウト、デザインに関すること。
3	広告の運用方法	(1) 広告主の募集方法について (2) 広告掲載基準に関すること。
4	保守管理体制等	(1) 設置方法、安全対策に関すること。 (2) 故障等不具合発生時の対応方法に関すること
5	広告料	(1) 年額単価を記述すること。
6	その他	仕様書に記載している内容以外に有用なサービス等がある場合、その内容を記述すること。